

○国家公安委員会告示第八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十一条の十六及び第三十条の十七の規定に基づき、特定免許情報の記録等に関する技術的基準を次のように定める。

令和七年三月十四日

国家公安委員会委員長 坂井 学

特定免許情報の記録等に関する技術的基準

1 用語の定義

この技術的基準において使用する用語は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

ア 記録等事務

道路交通法及びこれに基づく命令の規定により、公安委員会が行う次に掲げる事務

(ア) 特定免許情報を個人番号カードの区分部分に記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、若しくは抹消する事務

(イ) 個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消する事務

イ 免許アプリケーション

記録等事務を処理するために個人番号カードの半導体集積回路に搭載されるアプリケーション

ウ 免許領域

免許アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

2 記録等事務以外の事務の処理への利用の禁止等

(1) 記録等事務以外の事務の処理への利用の禁止

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路に、免許アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。

また、公安委員会は、個人番号カードに電磁的方法により特定免許情報又は運転経歴情報を記録して利用する場合において、記録等事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。

(2) 免許領域管理システム等の導入

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、免許領域に免許アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。

また、当該システム等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第7項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、免許アプリケーションを搭載できるものとする。

3 免許領域と免許領域以外の領域間の独立性の確保

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、免許アプリケーション以外のアプリケーション（個人番号カードの半導体集積回路に搭載されるものに限る。）に係るシステムが免許領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。

また、公安委員会は、免許アプリケーションに係るシステムが免許領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

4 免許アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 記録等事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、暗証番号の設定その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

公安委員会は、個人番号カードの免許領域内には、特定免許情報又は運転経歴情報である事項以外の

個人情報記録しないこと。

また、公安委員会は、特定免許情報又は運転経歴情報である事項として、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）を使用しないこと。

(3) 希望による免許アプリケーションの搭載

公安委員会は、免許アプリケーションの個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載すること。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）から施行する。